

隠居慣行をめぐる一考察

——大間知民俗学の継承——

八 木 透

はじめに

隠居制の研究は、日本の家族制研究の一端として、比較的古くから脚光をあび、様々な方面からの研究がなされてきた。しかし、それらは主として、法制史学、社会学等の立場におけるものが大半であって、日本の諸地域に慣行として今なお存在する隠居家族制に関する民俗学的立場における分析、考察はさほど多くはない。

本論文においては、伊豆の島々に残存する隠居家族制に焦点をあて、それを長い間保持してきた人々の意識の源泉をさぐることにより、隠居家族制発生と存続の原因を究明したい。さらに、隠居家族制と非常に密接なかわりがあると思われる、伊豆諸島の代表的婚姻である足入レ婚にも触れ、両者の相関関係を明らかにすることによって、主題のより一層深い考察を試みたいと考える。

なお、伊豆諸島の隠居制研究に関しては、大間知篤三が、すでに画期的な成果を残している。本論文では、その副題が示すとおり、大間知篤三が過去に提示した、親子二世代の夫婦が同居をしないという原則の存在が、隠居家

族制と深い関わりがある」という命題は、何を意味しているのかという問題に焦点をあて、私なりの隠居家族論を展開してみたいと考える。

一、隠居研究の展開とその争点

——大間知篤三と竹田旦の隠居論の対比より——

民俗学の立場から隠居の研究がなされるようになったのは、比較的新しいことで、昭和十三年の大間知篤三の「『隠居』に就いて」^①が最初である。氏は、すでにこの時点で、わが国の隠居慣行の特質に着目し、伊豆諸島の事例より、「親子二世代の夫婦が竈を共にしない」という原則がはっきり守られているように思われる。この一例によって、常民の間にいわゆる隠居制を発生せしめ、ないしは維持せしめた原因の一つは、この家族生活上の原則であったのではないかという想像をいよいよ強からしめられるのである」^②とのべ、常民の間に存在する、親子二世代夫婦が竈を共にしないという原則が隠居家族制を生み、かつ維持してきたのではないかという、きわめて画期的な問題提起を行なっている。氏のこの視点は、その後、より発展する。氏は、伊豆諸島を中心に、五島列島、鹿児島県甞島、志摩半島など隠居制が濃厚に存在する地域を勢力的に調査し、昭和十四年には「家についての覚書」^③、また、昭和二十五年には「家の類型」^④「隠居家族制について」^⑤等の論文を次々に発表した。氏は「隠居家族制について」において、「隠居という語が常民の間に普及したのは、おそらく中世以降であろう。しかし、こんにち隠居とよばれる慣行ともみなすべきものが、それよりはるかに古い時代から行なわれていたものと私は想定している。それはいうまでもなく贅入婚を基礎としたものであらう」^⑥とのべ、隠居制についての歴史的な見解と、婚姻と隠居との関連性を提起していることは、きわめて意味深いことといえる。氏の隠居研究は、昭和三十三年の「家族の構造」^⑦

と、昭和三十四年の「隠居と婚姻」^⑧によってさらに発展し、より明確な説となって現われる。すなわち、「家族の構造」において氏は日本の家族を、その構造上の特質より、単世帯家族と複世帯家族に分け、さらに単世帯家族を一子残留による直系親族の集団としての家族と、多子残留による傍系親族をも加えた家族に分類した。後者は、今日一般に大家族とよばれるものである。また、複世帯家族を、親別居による隠居複世帯家族と、嗣子別居による家族とに分類した。この大間知の分類によれば、本論文で取扱う隠居家族制は、親別居による隠居複世帯家族に相当することになる。さらに氏は、単世帯家族と複世帯家族の分布状態にも触れ、前者が東北日本に多く分布しており、後者は西南日本に多く存在していることを指摘している。氏は親別居による隠居複世帯家族を、その婚姻の形態と複世帯形成時の母屋・隠居屋の構成員を基準として、北常陸・磐城型、対馬久根浜型、対馬曲型、伊豆大島型、伊豆利島型の五類型^⑨に分類した。この分類は、翌年発表された「隠居と婚姻」にもそのまま継承されている。氏はこの論文の中で、隠居に関する問題の焦点を、「家が隠居によって複世帯に分裂するための条件を主として嗣子の婚姻との関係から考察すること」^⑩にすえ、その研究志向について、「隠居複世帯制の古い形式は、まず第一に、一時的聳入婚との関連において把握するべきもののように思われる」^⑪とのべている。ここにおいて、隠居制に関する大間知篤三説とも称すべき、ひとつの意味深い見解が提言されたと私は思うのである。

大間知篤三以外に、隠居研究の大家として竹田且の名を忘れることはできない。昭和三十九年には、氏の隠居研究の集大成とも称すべき大著『民俗慣行としての隠居の研究』が出版された。氏はここにおいて、膨大な実態調査の資料をもとに、民俗学のみならず、社会学、歴史学等の諸研究をも考慮しつつ、日本の諸地域に残存する隠居慣行の分類とその分折を行なっている。氏は隠居慣行を類型として分類するに際して、先の大間知が基準とした要素以外に、隠居家屋の後の発展と帰属という問題を重視し、まず大きく三類型に分類した。すなわち、同居隠居、別

居隱居、分住隱居の三類型である。そして、さらにそれぞれについて、様々な要素によって細分類を試みている。竹田も、他の著作の中で「別居隱居を支えているのは、親子二代の夫婦は同居しないという觀念であると考えられる」^⑩とのべていることから、この点に関しては大間知と同一の見解を持っていたことがわかる。しかし、竹田の隱居研究の問題の中心は、別居隱居の中の、特に隱居分家という類型にしばらくのように思える。すなわち、氏は、一般に日本の隱居慣行は、隱居を後に分家として成立させることを最終目的として行なわれた慣行であつて、隱居分家の研究が隱居研究の中心をなすべきものであるとする見解を提示したのである。この發想は非常に興味深いものであるといえる。たとえば、今日私が住んでいる京都市北区の大宮地区の農家において、今日でも本家のことをオモヤと呼び、分家のことをインキョと呼んでいるのも、このことに由来しているのであろう。このような事例は、關西周辺の諸地域において、非常に多く見うけられる。しかし、竹田がこの見解を説くに至つた過程において、若干の問題が残る。氏は、『民俗慣行としての隱居の研究』の結語「隱居の起源とその展開」の中で、「隱居と分家の行為は、いずれも当事者が母屋（本家）から出て別の居所に移り、そこで起居することをもって出發点とする。すなわち兩者の企図はきわめて近似しているといえる」^⑪とのべ、またその起源に關して、「隱居も分家も、別居の直接動機は新婚者のために婚舎を提供することにあつたのではなからうかと考えられるのである」^⑫とのべている。氏のこの視点は日本の家屋の構造に大いに關連すると思われる。すなわち、「建築術の未發達な時代においては、小さなへやでは二組の夫婦の生活は万事不都合であつたろう。これがいわゆる単婚家族・核家族の原理に連なる。西日本の小家族制はこのような理念のもとに推進されたものであろう」^⑬としている。この見解は、一つの大きな問題を蔵しているように思う。それは、氏が、単婚家族・核家族（大間知のいう複世帯家族）が建築上の、いわば物理的な生活狀況より、必然的に發生したものと想定して、隱居と分家を同一の次元でとらえようとし

ている点である。確かに氏の言うように、隠居、分家ともども、新婚夫婦の婚舎を提供することを目的としていることは事実であろう。しかし、全国の広い地域に分布する隠居慣行の事例をみても、それが単なる家屋の構造上の問題からのみ発生したとはとうてい考えられない。隠居はもともと、分家と同様に新婚者のための婚舎を提供することを目的としていたにしても、では、なぜ新婚者をわざわざ独立の家屋に住まわせる必要があったへかが問われなければならないであろう。屋敷地や金銭に余裕があるうとなかろうと、伊豆の島々の事例においては、頑強に親子二世代の夫婦が同居をさけようとしてきた積極的な意識がうかがわれる。このことは、嫁は早く嫁家に引き移りたいのだが、まだ嫁家では両親が母屋にがんばっているような場合、嫁は自分の生家で、あるいは自分の両親の隠居で、それも不可能な場合は、他家に頼んで部屋を借りてまでして、そこに毎夜嫁を迎えるというような特別な婚姻形態を生み出したことにつながる。特に、嫁の両親の隠居が婚舎にあてられる場合などは、小さな間もない小屋に、相当の年月の間夫婦が寝とまりすることになる。これは相当な無理を冒していることになりはしないであろうか。このようなケースは近年まで実際に存在していたのである。このことは、少なくとも伊豆の島々において、隠居が家屋の構造上の都合のみによって発生したのではないことを意味しているといえよう。そこでは、親子二世代の夫婦が同居をさけようとする意識が、人々を支配する現状があったのではないかと思われる。しかも、この意識はいかなる場合においても頑として守り通されねばならないものであった。このように考えれば、隠居は、親子二世代の夫婦が同居をさけようとする意識を基礎として存在してきた慣行であって、家屋の構造上の問題というのは決して本質的なものではないとするのが妥当ではなからうか。とすれば、「家」の拡大と発展をも目的とした分家の慣行と、隠居の慣行を、その発生において同一視することには問題があるといえよう。

以上、大間篤三、竹田且二人の隠居研究を紹介し、それらに関するいくつかの問題点を提示してきたが、両者

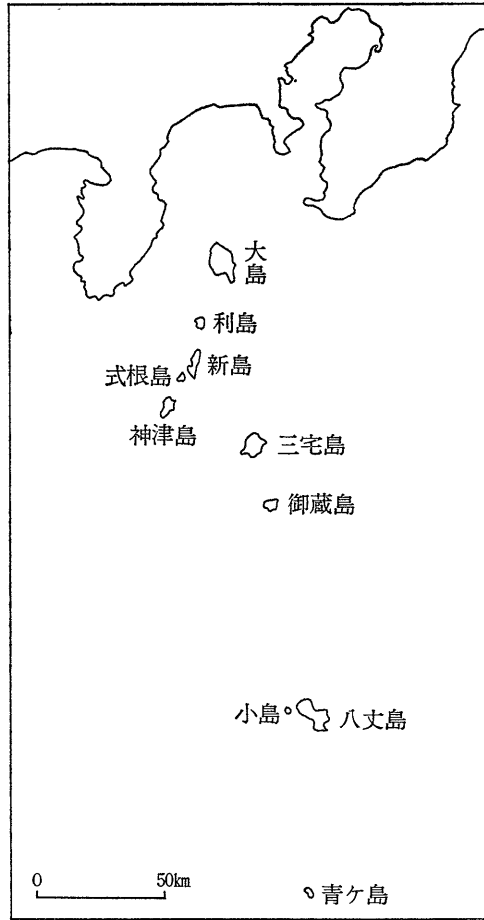
の研究視角の本質的相違は、隠居慣行の發生の本質を、親子二世代の夫婦が同居をさけようとする意識に求めるか、分家創設という問題に求めるかの点であったと思われる。私は、少なくとも伊豆の島々の事例を見る限りにおいて、前者、すなわち、大間知の視点をより深く考察してゆくことが隠居慣行の本質を究明するためには、より有効であろうと考える。そこで次節においては、具体的に伊豆の島々の事例をとりあげ、それらをさらに深く考察することによって隠居慣行に関する私の見解を導く指標としたい。

二、伊豆諸島の隠居家族制

関東地方の南に細長く連なる伊豆諸島は、近年まで隠居制が根強く残存していた地域のひとつとして知られている。本節では、それら伊豆の島々の隠居制の事例について、考察を加えてみたい。

竹田且は、伊豆諸島の隠居制について、次のような分類を行なっている。「利島・新島が単独隠居、御蔵島が家族別居隠居、大島・三宅島・八丈島・青ヶ島が隠居分家を慣行としてきた」と。氏によると、単独隠居とは、「全子女の独立をまっけて隠居するもの」^⑮であり、伊豆諸島の場合は正確には「聳入婚型単独別居隠居」と氏がよぶ形態である。家族別居隠居とは「隠居者が別棟の隠居へ引き移る際、相続人夫婦とその子を母屋に残し、それ以外の兄弟・弟妹など、通例未婚の子女をすべてつれてゆく方法」^⑯をさす。これも、伊豆諸島の場合は、正確には「聳入婚型家族別居隠居」と氏がよぶものである。また、隠居分家とは「家族別居では二、三男の分家（そのほか養子や出稼ぎなどを含めて）をこの隠居屋で準備して適当な場所に創立して出すのに対して、隠居分家では、隠居所そのものを二、三男の分家のために宛てる」^⑰ものであるとする。この竹田の分類に対して、大間知篤三は伊豆諸島の隠居制について、前節でのべた伊豆大島型と伊豆利島型の二類型にしか分類していない。これは、大間知が分類の際

〈伊豆諸島位置図〉



身の始末をつけてやって、そののちに親は隠居する^②ものとす。すなわち、大間知のこの二分類は、竹田のいう単独隠居と家族別居隠居に相応する。大間知の分類によると、大島・三宅島・御蔵島・八丈島・青ヶ島が伊豆大島型に、利島と新島が伊豆利島型に属することになる。しかし、竹田は、隠居分家を加えた三類型に分類した。この両氏の分類方法の差異は、先ほどにもものべたように、竹田が大間知の分類基準に加えて、隠居屋が後に二、三男の分家にあてられるかどうかという新たな基準を設定し、かつ、そこに重点をおいて分類を行なった結果生じたもの

に、隠居が形成される時の母屋と隠居の家族構成員にのみ基準をおいて分類を行なった結果であろう。氏によれば、伊豆大島型とは「嫁の引き移りと同時に、男方の親は、未婚の子女を伴って隠居世帯をつくる」^②ものであるとし、伊豆利島型は、

「二男以下の子女の

であるといえる。ところが、これまでの諸研究者による各島の調査報告や、私がい実際に調査した記録と照合すると、必ずしも竹田の分析どおりの結果になるとはいいがたい面があるように思われる。たとえば、青ヶ島の調査報告には「インキヨシヨ（隠居の持分）をさらに二、三男に分割することはほとんど行なわれなかったようで、インキヨシヨは原則としてボーエ^③にもどってくるものである。従って二、三男が分家するには、自力で山を開墾するか、或いは大工や漁師として職を他に求めるか、または金によって他家の畑を購入する以外に道はなかった」として、青ヶ島に隠居分家の事例がほとんど存在しなかったことを報告している、私が青ヶ島を訪れた時も、ほとんど隠居は一代限りで、親が死亡したあとは、隠居はボーエにもどってくるのが通例であって、二、三男はほとんどが島を出てゆくことが運命づけられていると聞かされた。八丈島においても、その報告の中で「隠居地所は親が死ねばボーエの長男にもどるのが通例であった。少なくとも近世中期以降、この島では一般に分家を出すということは非常に困難になっていた。長男に対して、二、三男以下をバッシモノと呼び、バッシモノが独立した家を持ちうる機会は乏しかった。財産は多くの場合長男の単独相続であった」とのべられている。私の調査においても、八丈島で隠居制が最も濃厚であると思われる三根地区の聞き書きにおいて、隠居しても、先祖からの財産はやがて長男のものになり、よほど隠居に住む老夫婦が精を出して新しく畑を開墾したりせぬ限り、二、三男は分家することができず、ほとんどの者が島を出てゆくのが通例であると思かされており、八丈島においても、ごく少数例を除いて、隠居屋を分家にあてることがはなかったのではないかと思われる。にもかかわらず、竹田氏が青ヶ島や八丈島をも、隠居分家慣行の行なわれていた地域として位置づけたのはなぜか。それは、氏が入手した資料とその分析結果であるうが、それ以外に、氏の隠居制に対する問題意識とそれとらえ方に原因があるのではないかと私は思うのである。すなわち、氏はその著作『民俗慣行としての隠居の研究』の結語において、隠居慣行の発展と衰亡の歴史について論じ、

その中で「隠居の慣行を、家」の発展という点から把握すれば、まず婚舎の確保をめぐる別居隠居を成立させ、ついで小家独立の機運に乗じて隠居分家の形成を導いたという二つの契機に注目される。その変遷の跡は、同居隠居↓別居隠居（単独別居型・家族別居型）↓同居分家とたどることができる。そして、いわゆる単式完全隠居分家は右の発展コースの頂点をなすものといえよう……このような発展の跡は、いわば隠居の第一次の歴史であつた²⁸⁾とする。そして「また近來旧慣を維持できずに、他の隠居形式に変容しつつある土地も少なくない。それはつまり、第二次の歴史、発展の歴史に対して衰亡の歴史といふべきであろう。その変遷のコースは前述の場合とちよつど逆、すなわち隠居分家↓別居隠居↓同居隠居とすることができる²⁹⁾」として、隠居慣行の変遷の歴史を二段階に分け、この慣行は、元來同居隠居をもって出発点とし、その頂点は隠居分家であるとする見解を提示している。竹田は以上のような視点で伊豆の島々の隠居の事例をも分析しようとしたが故に、青ヶ島、八丈島をも、近年は家族別居隠居の形態を呈してはいるが、かつては隠居分家が普及していた地域として位置づけたのではないか。すなわち、氏は青ヶ島・八丈島の隠居慣行を、氏のいう隠居の第二次の歴史である衰亡の過程にあるものとして想定したのではないかと思われるのである。これは立論としてはたいへん興味深いものであるが、しかし、はたして本当に伊豆の島々の隠居慣行が同居隠居をもって出発点とし、分家創立の達成のために発展してきたといえるであろうか。私は、そういいきることは多少問題が残るのではないかと考える。換言すれば、竹田の指摘するとおり、利島・新島等に比べれば、青ヶ島・八丈島では、隠居分家の慣行がかつては行なわれていたとする推測は不可能ではないであろう。しかし、だからと言って、竹田の見解のように、隠居慣行の発展の頂点は、一律に、隠居分家の達成であるとするには問題があるうことである。青ヶ島・八丈島でも、隠居分家の慣行がほとんど見出しえなくなったのちにおいても、頑として別居隠居の慣行が習俗として残存しており、それは今日においても、その

形態に多少の変化はあるにせよ生きてるのである。このことは、それらの地域の隠居慣行が、単に分家の創立のための目的のみで行なわれていたのではなく、何か別のもっと重要な要因があったことを物語っていると思われる。その要因とは、私は親子二世代の夫婦が同居をしないということにあつたのではないかと思う。その意味では、伊豆の島々における隠居慣行の頂点は、別居隠居であつて、隠居を分家にあてることは、いわば二次的な目的であつたように思われる。ところが竹田の見解では、親子二世代の夫婦が同居をしないという原則が、いったいどこから生まれたものなのかという、最も基本的であり、かつ、重要な問題に対して、納得しうる解答が得られないのではないかと思う。たとえば、八丈島の三根では、屋敷地が狭く、経済的にも余裕がない場合は、ボーエに張出しをつくつて隠居し、それでも煮炊きだけは別にするという事例がある。このようなことをしてまで、嫁の引き移りと同時に、聳の両親が隠居しようとする積極的な意識の中には、隠居が単に分家創立のためにのみ行なわれていたものであるとはとうてい考えられない要素を多分に含んでいるといえよう。

さて、ここで今ひとつ付言しておきたい問題がある。それは社会人類学の立場から伊豆諸島の隠居家族制の分析を試みた村武精一の見解についてである。氏は、伊豆諸島の隠居制を「伊豆利島II新島の隠居制家族」と「伊豆八丈II青ヶ島の隠居制家族」とに分類した。これは、竹田且の「単独別居隠居」と「隠居分家」との分類に相当する。この点に関しては村武、竹田両氏の分類方法における差異はないといえる。しかし村武は、これらの隠居制の形態を家の相続と継承という観点から分析しようとしたところに相違が見られる。すなわち、村武によると、前者（伊豆利島II新島の隠居制家族）は「家名の継承と家屋の相続は父系的である」とし、後者（伊豆八丈II青ヶ島の隠居制家族）は「原家をひきつぐものは明確に男系による息子優先であるが、分立家は必ずしも男系とはいえない」とする。そして、「後者では、原家—分立家—原家という過程を原則的にくり返し、かつ分立家の時期に必ずしも息

子のみによってひきつがれるとはかぎらないので、その家筋も流動的であり、一定のヤシキ筋^⑧ヤシキ原理も形成されがたい」とのべ、「まさに血縁関係は双系的に錯綜して網のようになっている。ある一方の血縁を排除する単系性への形成あるいは萌芽も容易ではない」としている。これらの視点より、武村は、伊豆諸島の家族制について「本家と分家との系譜関係の上によく整備された同族組織とそのもとにある単系的家筋を強固に維持している民俗村落と異なり、すくれて双系的(Bilateralism)の強調のもとに、ある部分における父系性(patriliness)の妥協をわずかに見い出す」というきわめて興味深い見解を提示した。この見解は、伊豆諸島の隠居制を考察するにおいて、たいへん参考になると思われる。村武のいう「ある部分における父系性の妥協」とは、おそらく原家^⑨母屋は原則的に長男が相続、継承するという点であろう。そしてそれ以外の面では、きわめて双系性が見い出されるとする。中でも、その焦点となるのは、分立家^⑩隠居屋の相続、継承が男系によるものなのか、そうでないのかという問題についてである。氏は「利島^⑪新島の隠居制家族」では、分立家は基本的には原家に帰属してゆくから父系的であるとしたが、この問題に関して大間知篤三の興味深い報告がある。大間知は、「利島の隠居と分家」の中で、利島におけるごく少数ではあるが見い出すことができる隠居分家が、何者を中心に創立されたかという事例を報告している。氏は「娘(養女)と婿養子という例が目立って多い。これを偶然として見捨てるのではなく、より古い型態を追求し確認するための、一つの手がかりとすべきであると私は思うのである」とのべ、利島における、古い時代の相続形態を知るための、ひとつの重要な手がかりとなる資料を提示している。近年の利島においては、私の調査でも、隠居屋が分家として独立したという話は一度も聞かれなかったことから、隠居分家の慣行はほとんどなかったといえよう。しかし、かつて存在したごく少数の隠居分家の事例においては、決して男系による単系的な相続、継承ではなく、少なくとも隠居屋の相続に関してはきわめて女系的な形態が見いだされることになる。

このことは、単に利島のみならず、伊豆の他の島々においても、古くは日本の他の一般的な村落社会とは性格を異にするきわめて双系的な家族制が存在し、それが隠居制と深い関わりがあったことを裏づけているのではないかと私は考える。と同時に、このことは、伊豆の隠居家族制を考察してゆく際に、決して無視してはならない重要な問題であろうと思うのである。

以上のべてきたことにより、伊豆諸島の隠居慣行を、ひいては日本の他の地域における隠居慣行をも、竹田のいう分家創立のためとしてのみではなく、日本における一般的村落社会に存在する男系による単系的な家族制と性格を異にする家族制の存在という問題と関連させて、考えてゆくべきであろうと私は考える。そしてさらに、このことは、親子二世代の夫婦が同居をさげようとすることも、つながりがあるのではないかと思われる。これらの問題の相関関係についても、さらに深く考察してゆく必要があることを私は提唱したい。

三、足入レ婚と隠居制

——親子二世代夫婦の不同居の原則を中心に——

伊豆の島々における代表的な婚姻は、足入レ婚とよばれる形態のものである。足入レ婚とは、大間知篤三が昭和二十五年に発表した「足入レ婚とその周辺」において提示したひとつの婚姻形態である。それは、嫁が不斷着で聳家を訪れ、聳の親とはじめて正式に対面するアシイレという簡素な祝いで婚姻が成立し、その後、しばらくの間嫁は生家において、毎夜、聳を生家に迎え、ある時期を経た後、嫁は正式に聳家へ引き移るといふ婚姻方法である。嫁の聳家への引き移りの時期は、地域によって若干異なるが、だいたい聳の両親が、母屋を長男夫婦に明け渡し、嫁が聳家の主婦となりうる時というケースが多い。この婚姻は、形態において、婚姻成立の儀礼は聳方で行なわれる

にもかかわらず、婚舎は嫁家におかれるところに特徴がある。換言すれば、婚姻の最終的承認権は贅の両親に委ねられているにもかかわらず、婚舎に、嫁家があてられるという特性を有している。この点において、足入レ婚は従来の婚姻の二類型である嫁入婚、贅入婚のいずれにも属さず、いわばその中間的存在としてとらえられている。^⑧

さて、伊豆諸島の代表的婚姻である足入レ婚は、その形態、成り立ちうる社会背景等、すべての面において、嫁入婚より贅入婚に近い性格を有しているといえる。しかし、その婚姻の承認の儀礼が贅方を中心に行なわれるという点においては、今日の一般的な嫁入婚としての要素を若干ながら含んでいるといえる。また、伊豆諸島においては、家の財産の継承、相続は、長男一人に委ねられているのが常である。その意味においては、足入レ婚は一般的父系制的社会の中で存在していたかに見える。ところが、八丈島・三宅島・新島・利島等では、婚姻成立後の婚舎が、当面の間、寝宿におかれていたという事実がある。私は、寝宿を婚舎にあてる形態は、伊豆の島々において最も古い、基本的な婚姻の形態であったと考える。大間知篤三はこれを寝宿婚と名づけた。正確には、寝宿婚的足入レ婚とよぶべきものであろう。これは氏によれば「贅入婚、嫁入婚とは異なり、本来、家族制の外側に展開した婚姻であったろう」とのべて、その性格が特異なものであることを指摘している。これは一般的家父長制とはいささか相反する性格のものである。したがって、足入レ婚と一般的家父長制とを安易に結びつけることには問題があることになる。では、このような形態の婚姻が発生し、かつまた近年まで残存してきた理由は何であったのか。

大間知篤三は、足入レ婚が近年まで残存してきた理由として、一つに家族制の原因が、今ひとつに経済的原因があるとのべている。^⑨家族制の原因とは、嫁が主婦となる日に初めて贅方へ引き移るといふ慣行を指す。また、経済的原因とは、嫁の労働力を、婚姻成立以降もなお手もとにとどめおかんとする嫁家の要求を指す。今日までの婚姻の研究者たちは、主として経済的原因にのみ着目して足入レ婚を論じようとしてきた傾向がみうけられる。^⑩確かに、

ひとつの婚姻形態が長い期間、一地域において代表的な婚姻として存続しつづけることと、その地域の生産、労働とがきわめて密接なつながりがあることは事実であろう。具体的にも、たとえば八丈島においては、女性の労働力に男性と同等の、あるいはそれ以上の価値が与えられていたし、また八丈島の男性は、婚姻成立以降も、嫁家に対して何らかの労働義務が与えられていた^④。しかし、ひとつの婚姻形態を生み出した社会的基盤は、経済的要因のみとは決していえない。特に、足入レ婚のような妻尠婚形式の婚姻に関しては、その社会に古い時代より根強く残存してきた家族慣行の原則の方が、その婚姻の発生と存続により大きな影響を与えたのではないかと思われる。たとえば、利島の事例を見ると、嫁の労働力を生家に引きとめておこうとする積極的な要求は全く見出せない。利島の女性は、婚姻成立後、昼間は嫁家において、嫁家の仕事をし、食事もすべて嫁家とする。ただ、夜に寝るだけのために、嫁や子供たちを連れて生家へ帰る。これはあたかも、嫁の両親が他所へ引き移るかあるいは死亡するのを首を長くして待っている姿かのように見うけられるのである。その意味で、利島においては、足入レ婚維持の経済的原因はほとんど見出せず、家族制的原因のみが顕著な形で現われているということが出来る。この利島の例からも、私は、社会の根底に地下水の如く流れる家族慣行の大原則によってひとつの婚姻の形態が作り出され、それがたまたま経済的要因と合致する要素を有していた場合に、その婚姻形態は、地域においてより代表的なものとなり、姿は若干の変化を示しながらも近年まで残存するようになったのではないかと考える。その意味においては、ひとつの婚姻形態を生み、かつ支えてきた本質的な社会的基盤は、その社会の中に存在する家族慣行の大原則であり、経済的要因はいわば第二次的な要因としてとらえられるべきものであるということが出来るのではなからうか。伊豆の島々においても、特に利島では、足入レ婚が近年まで残存してきた要因は、嫁は嫁の両親が死亡するか、あるいは他所へ引き移るまで、頑として嫁家への完全なる引き移りをこぼむという家族慣行の原則の存在にあったといえ

る。そして、このことは伊豆諸島のみならず、日本の他の地域においても見うけることができるものである。この家族慣行の原則とは、すなわち、親子二世代の夫婦が同居をさげようとする原則であり、この原則によって生まれ た家族制として、隠居家族制がとらえられるのではないか。

では、隠居制、足入レ婚両者ともに深い関わりがあるとする親子二世代の夫婦が同居をさげようとする原則とは、いったい何なのか。親子二世代夫婦とは、両親夫婦とその息子夫婦という意味であるが、中でも、同居をよりこばもうとした主体は、息子の配偶者である嫁と、夫の両親とであったろう。そして、この要求は、嫁から夫の両親に對してより積極的に作用したのではないかと考える。大間知篤三は、嫁の引き移りの時期と、聶の両親の隠居の時期について、両者が同時期に行なわれるのが本来の形であるが、二つのものうち、どちらがその時期を決定するためのより根本的な要因があつたのかという問題に對して、「古い段階では嫁の引き移りがより重要であり、後には次第に隠居がより重要性を増すことになつたと考へる」^⑤とのべている。この見解は、換言すれば、本来は嫁家の都合によって、嫁が聶家に引き移る意志を表明したら、聶の両親はただちに隠居屋へ移るものであり、隠居屋の準備がまだできぬから、嫁は引き移りたくても引き移れないとか、嫁が引き移ってから、二年も三年もたつて聶の両親が隠居した等というパターンはずつと新しいものであるということの意味している。以上のように考えると、嫁はいかなる場合においても、聶の両親と共に同じ家屋内に暮らさないという強い欲求が、嫁方に存在していたといふことができる。この嫁方の欲求は今日の主婦権の問題や、姑と嫁との関係云々といったことに由来するものではないことは推測に難くないであろう。とすれば、これは日本に古くから存在する家族制に由来することになるといえよう。

ここで、この問題をより深く究明するための手がかりになるであろうと思われるいくつかの習俗を紹介したい。

ひとつは、利島において、聳の両親が隠居屋へ引き移る際、息子嫁全員が盛装して親を隠居屋へ送ってゆき、その時に新主婦となる長男の嫁が姑の裾にすがって泣くならわしがあることである。この習俗は大間知篤三も報告しており、かつ私の利島の調査においても聞くことができた。また、これと似た習俗は八丈島にも存在する。この習俗の解釈について、多くの研究者たちは杓文字渡しと同様の主婦権譲渡に関する儀礼としてのみとらえようとする傾向が見うけられるが、私は伊豆の他の島々に、葬送における近親の女性の哭泣儀礼が存在することからも、これは葬送の場合と同様に、両者の別離をより決定的なものとして社会に公然と披露するための儀礼であったのではないかと考えている。いまひとつの習俗は、八丈島において、嫁が聳家に引き移る際、はじらってにげかくれたり、祝言の席よりにげ出したりするといふものである。これは、大間知篤三が『八丈志』の一節を引用して紹介したものである^④。この嫁の行為について、大間知は、「この一文をその前後の關係から判断すれば嫁の引き移りの祝いのことをのべたものらしい。そうだとすれば、おそらく婚姻が成立してからかなり長い年月を経ているのであろう。そうした嫁たちになおこのことあるのは、単にその晴れの席に堪えられないというはにかみの気持ちだけに帰してよいのであろうか。それとも他に何か、もっと深い原因があったのであろうか」として、意味ありげな含みを残している。私も、この嫁の行為は単にはにかみだけではなく、いわば嫁が聳家に引き移ることに抵抗するかのようない意志表示にうかがわれるのである。

この二つの習俗は一見たがい矛盾するもののように見うけられるが、次のように考えてみるとどうだろうか。つまり、嫁は本来、聳家の家族の一員になること、すなわち聳家へ移り住むことに何らかの抵抗を示していた。しかし、それがある条件を満たされた場合には、妥協が生まれるようになった。その条件とは、聳の両親が他所へ引き移り、聳家の母屋を自分たち夫婦とその子供たちだけで独占できるということであった。そのために、嫁は自分

と聳の両親との別離が決定的なものであることをことさら強調して社会に公然化する必要があったのである。そしてその儀礼は、あたかも両者の死別を現わしているかのようにさえ見うけられるものであった。以上のように考えると、今まで問題としてきた親子二世代の夫婦が同居をこぼむという原則は、嫁が聳家に引き移ることに抵抗しようとした意識から発生し、それがやがて聳の両親が他所へ引き移るという条件のもとで妥協が生まれるようになり、この形態が若干姿を変えながらも今日まで残存してきたものであって、この原則を守ることから足入レ婚のよくな中間的な妻処婚形式の婚姻が生まれ、また隠居制を長く保持する要因ともなったのではないかというひとつの推論が成り立ちえよう。

結 語

私は、隠居制、足入レ婚両者とも、親子二世代の夫婦が同居しないということを実現させることから発生した族制、婚制であろうと考える。このことは、全国一律にそうだというわけではない。伊豆諸島のように、少なからず、親子二世代の夫婦が同居をしないという原則が強く守られてきた地域における話である。足入レ婚は、形態としては今日の一般的嫁入婚の原理に相反する要素を多分に有しながらも、婚姻成立の儀礼だけは聳家で行なうという点で、矛盾した性格の婚姻であることはすでにのべた。近世以来の武家社会の道理であった「家」の尊重と、家長制原理が、徐々に僻遠の地にも浸透してゆく中で、日本の古くからのならわしと新しい社会原理との間に葛藤が生じた。つまり、古くからのならわしとは、嫁は、一生涯自分の生家で暮らし、聳家へは引き移らないとするならわしである。このようなならわしと、嫁は婚姻をもって生家の領有から離れて、聳の「家」の人間となるものとする近世的・武家社会的家族観とが矛盾を示すのは、しごく当然である。このような矛盾から社会生活の中で葛藤が

生じ、その一種の妥協的な形態として足入レ婚のような婚姻が生じたのではないか。そしてそれは、嫁の労働力を少しでも嫁家に確保しておくことができるという有効性を有した地域においては、より定着したものととして、長く残存してきたのであろう。しかし、そこには、古くからの社会生活の原理である、親子二世代の夫婦が同居をしないという原則だけは堅く守られていた。隠居による複世帯家族の形成という家族慣行の存在が、古くからのならわしが近世的社会原理の浸透した社会においても、根強く残存してきたことを物語っている。そしてこのことは、「家」の相続・継承は長男による一子相続でありながら、親子二世代の夫婦が同居をしないとする原則が隠居制を支える柱となっていたことから、言いうるのではなからうかと思う。

このようにのべてくると、私がこれまで提示してきた家族制は、日本古代の母系的氏族原理にのっとったものではないのかという議論が当然におこりえよう。確かに、高群逸枝は、『招婿婚の研究』の中で、大間知篤三の足入レ婚や隠居制の報告を引用して、それらは招婿婚の遺制であろうと定義しているし、中でも、高群のいう「擬制婿取婚」^⑥の形態が、足入レ婚と隠居制の關係と非常に近似した要素をもっていることから、当然の問題提起であろうと思われる。しかし、高群の研究は、あくまで文献史料による歴史学的方法における研究であり、高群が足入レ婚や隠居制の民俗資料を自分の研究の一端に加えたからといって、逆に、高群の研究の成果を私たちがそのまま民俗学的研究に流用して立論することは、あやまりであろうと私は考える。しかし、今後の問題として、高群の研究の成果と、足入レ婚・隠居制の民俗を比較、検討してゆくことは許されるであろうし、また、するべき必要のある問題であるといえよう。^⑥

今ひとつ問題がある。それは地域的な問題である。本論文では、隠居制の事例を主として伊豆の島々に求めてきたが、それは、伊豆諸島が、最も顕著な形で隠居制、あるいは足入レ婚が残存してきた地域であるということ、お

よび、私が長年にわたって実態調査を行なってきた地域であるということに由来する。しかし、伊豆諸島以外にも、たとえば、琉球・八重山の島々、南西諸島口之島、鹿児島県甕島、三重県志摩等の地域では、親子二世代の夫婦が同居をさげようとする原則が比較的堅く守られ、それに伴った隠居制、婚姻が行なわれてきたことが、諸氏の報告によつてうかがうことができる。ゆえに、今後は、これらの地域の隠居制についても、より厳密な調査、分析が必要とされるのである。また、これらの地域は、すべて西日本の、特に太平洋岸の地域が多いことからして、その分布が、大間知篤三や石田英一郎ものべているように、日本の南岸を洗う黒潮の流れと何らかのつながりがあることを意味しているのかもしれない。このことも、決して無視はできない問題であろう。

大間知篤三は、隠居家族制や足入レ婚を彼独自の視点でとらえ、その研究の志向を、日本に古くから存在する家族制の大原則^①に求め続けてきたことが、彼の種々の著作の中にうかがうことができる。しかし彼は、その問題に對して、ついにはっきりとした結論をのべることなく、昭和四十五年に世を去った。彼のその志向は、他の研究者たちのだれとも、若干異なったものであった。彼が提示した問題を継承し、発展させてゆくためにも、また、私の前節で提示した推論を推論として終わらさず立証してゆくためにも、隠居制、足入レ婚等に関する個々の習俗のより厳密な分析、検討が、また、高群逸枝の歴史学的研究との比較、検討が、そしてさらに、地域的な問題として、琉球・八重山の島々、南西諸島、さらにはメラネシアやミクロネシアの島々の民俗と、伊豆諸島の民俗との比較、検討が、今後さらに行なわれてゆくことが要請されると、私は考える。

註

- ① 初出は『年報社会学』第五号（一九三八年）、『大間知篤三著作集第一卷』未来社、一九七五年に収録）
- ② 大間知篤三『隠居』について（前掲書収録）五七ページ。
- ③ 初出は『国民思想パンフレット』第六号（一九三九年）（前掲書収録）
- ④ 初出は『民間伝承』第十四卷第十二号（一九五〇年）（前掲書収録）
- ⑤ 初出は『人類科学』第二集（九学会連合編、一九五〇年）（前掲書収録）
- ⑥ 大間知篤三『隠居家族制について』（前掲書収録）二九二ページ。
- ⑦ 初出は『日本民俗学大系』第三卷（一九五八年）（前掲書収録）
- ⑧ 初出は『人類科学』第十一集（九学会連合編、一九五九年）（前掲書収録）
- ⑨ 個々の類型については、大間知篤三『家族の構造』（前掲書収録）を参照のこと。
- ⑩ 大間知篤三『隠居と婚姻』（前掲書収録）二九五ページ。
- ⑪ 大間知前掲書、二〇〇ページ。
- ⑫ 竹田且『隠居』（講座・家族第二卷）弘文堂、一九七八年）三二五ページ。
- ⑬ 竹田 且『民俗慣行としての隠居の研究』未来社、一九六四年、四九三ページ。
- ⑭ 竹田前掲書、四九三ページ。
- ⑮ 竹田前掲書、四九三ページ。
- ⑯ 伊豆の島々では、多くの場合、聳の妻問いの期間中に、嫁の両親が長男夫婦に母屋をあげわたして隠居した場合には、嫁は両親の隠居屋に毎夜聳を迎えることになる。言いかえれば、嫁は、必ず自分の両親のもとへ、毎夜帰って寝るといふことである。
- ⑰ 竹田且『隠居』（講座・家族第二卷）弘文堂、一九七八年）三二六ページ。
- ⑱ 竹田且『民俗慣行としての隠居の研究』未来社、一九六四年、九六ページ。
- ⑲ 竹田前掲書、一四六ページ。
- ⑳ 竹田前掲書、二一一ページ。
- ㉑ 大間知篤三『家族の構造』（大間知篤三著作集、第一卷）未来社、一九七五年）二五五ページ。
- ㉒ 大間知前掲書、二五五ページ。
- ㉓ 青ヶ島や八丈島では、母屋のことをボーエと呼ぶ。
- ㉔ 蒲生正男・坪井洋文・村武精一『伊豆諸島』未来社、一九七五年、三二九ページ。

25 大間知篤三「八丈島」(『大間知篤三著作集、第四巻』未来社、一九七八年)三六四ページ。

26 竹田且『民俗慣行としての隠居の研究』未来社、一九六四年、四九八ページ。

27 竹田前掲書、四九八ページ。

28 大間知篤三「八丈島」(『大間知篤三著作集第四巻』未来社、一九七八年)三六三ページを参照のこと。

29 村武精一『家族の社会学』弘文堂、一九七七年、一一〇ページ。

30 村武前掲書、一一〇ページ。

31 村武前掲書、一一〇ページ。

32 村武前掲書、一一〇ページ。

33 村武前掲書、一一〇ページ。

34 村武前掲書、一一〇ページ。

35 大間知篤三は「利島の隠居と分家」において、利島における隠居分家が何者を中心に創立されたかについて調査し、その結果 一、娘 簪養子 二、不明 三、娘、簪養子 四(養子、嫁)↓嫁、簪養子 五、女系の孫女(養女)、簪養子 六、次男(ただし隠居女の長男)という六例を報告している。(『大間知篤三著作集、第五巻』未来社、一九七九年)

36 大間知前掲書、一〇四ページ。

37 足入レ婚の特質、および、足入レ婚と嫁入婚・簪入婚

隠居慣行をめぐる一考察

との区別の問題、また、足入レ婚の形態の変容等に関しては、拙著「婚姻類型の研究——足入レ婚を中心として」(『近畿民俗』第七八号、近畿民俗学会、一九七九年)の中で、くわしくのべたので参照されたい。

38 大間知篤三「足入レ婚とその周辺」(『大間知篤三著作集、第二巻』未来社、一九七五年)四〇九ページ。

39 大間知篤三は、このことについて「その一は、嫁が主婦となる日に初めて簪方に引き移るという慣行の存在である。これは、足入レ婚維持の家族制的原因とも称せられるべきものである。その二は、嫁の労働力を婚姻承認以後のある期間、なお依然として手もとに留めおかんとする嫁方の要求である。これは足入レ婚維持の経済的原因とも称せられるべきものである。その三は、これら二種の積極的原因をすでに喪失しながらも、なお存在しつづけている情勢の影響である。これは前二者に対して、足入レ婚維持の消極的原因とも称せられるべきものである」と説明している(大間知前掲書四〇三ページ参照)

40 たとえば『講座、日本の民俗』(『有精堂』)の「足入レ」の著者である池田秀夫は、足入レ婚と女性労働力との関係については入念な考察を行なっているにもかかわらず、家族制度との関係については、ほとんどふれていない。

41 八丈島の女性は、江戸時代に、幕府へ貢納する黄八丈を織る役割を担っていたことから、今日でも女性の労働

力が比較的高く評価されている。また、八丈島の聳には、シュウトズトメとよばれる嫁家の手伝いをすべき社会的義務が与えられている。

④⑧ 利島ではこのことをネドガエリとよぶ。

④⑨ 大間知篤三「八丈島」〔大間知篤三著作集、第四卷〕

未来社、一九七八年）三六三ページ。

④⑩ 大間知篤三「利島の隠居と分家」〔大間知篤三著作集、第五卷〕未来社、一九七九年）九六ページ。

④⑪ 大間知篤三は「八丈島」〔大間知篤三著作集、第四卷〕

未来社、一九七八年）の中で、『八丈志』より引用した

次のような一文を紹介している。「婚姻の日に至れば、

女子甚はちらひて逃隠れ、又は婚姻の席よりかけ出して

隠るる事もあり。故に婿の家、是を心遣ひに思ふ事なり。

家君常に笑ふ。島人の妻を迎るは婿の家の人、囚を護る

か如しと。其脱走をおそるればなり」

④⑫ 大間知前掲書、三六一ページ。

④⑬ 高群逸枝は『招婿婚の研究』（理論社、一九七五年）

の中で、擬制婿取婚を「内実は夫家に妻を迎えるものであるが、その夫家を妻の領と觀念し、夫がそこにいながら婿取られる擬制式の方法」と定義している。

④⑭ 高群逸枝の学説と、足入れ婚・隠居制の民俗学的研究との比較、検討に関しては、拙著「足入れ婚と隠居複世帯制」〔季刊人類学12-4〕講談社）の中で触れているので参照されたい。

④⑮ 石田英一郎は、八丈島に母子相姦による始祖伝説や、女護ヶ島伝説が存在することをとりあげ、それに関して「日本本土の周縁の、とくに太平洋の波に洗われた離島の中には、かつて女性の地位の高い社会構造が、分布の広い女人島伝説をその島に結びつける契機となったものが、八丈島のほかになお存在したのではなかったかと思われるのである」とのべている。「女人島の話」『日本民俗学大系第十二巻』平凡社、一九七二年、二五〇ページ参照）

（文学研究科博士後期課程一回生・日本史学専攻）